



鳥取県公報

平成 29 年 10 月 31 日(火)
第 8 9 4 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 (685) (福祉監査指導課) 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出 (686) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (687) (〃) 2
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出 (688) (〃) 3
	生活保護法による介護機関の指定 (689) (〃) 3
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (690) (中部総合事務所福祉保健局) 4
	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (691) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	土地改良区の役員の就退任 (692) (西部総合事務所農林局) 4
◇ 公 告	平成29年度随時技能検定の実施 (労働政策課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 9

告 示

鳥取県告示第685号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
有限会社安田薬局	米子市大篠津町1012-1	平成28年11月30日

鳥取県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	認知症対応型デイサービスセンターよなご幸 朋苑	米子市上後藤三 丁目3-3	認知症対応型通 所介護	平成29年3 月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	廃止年月日
社会福祉法人 こうほうえん	境港市誠道町 2083	認知症対応型デイサービスセンターよなご幸 朋苑	米子市上後藤三 丁目3-3	介護予防認知症 対応型通所介護	平成29年3 月31日

鳥取県告示第687号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業所及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	変更年月日
スマイルセンター株式会社	鳥取市気高町北浜三丁目158	訪問介護事業所モアスマイル	鳥取市富安二丁目16-4	訪問介護	平成29年7月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	変更年月日
スマイルセンター株式会社	鳥取市気高町北浜三丁目158	訪問介護事業所モアスマイル	鳥取市富安二丁目16-4	介護予防訪問介護	平成29年7月1日

鳥取県告示第688号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第4項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	休止年月日
スマイルセンター株式会社	鳥取市気高町北浜三丁目158	訪問介護事業所モアスマイル	鳥取市富安二丁目16-4	訪問介護	平成29年8月1日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	休止年月日
スマイルセンター株式会社	鳥取市気高町北浜三丁目158	訪問介護事業所モアスマイル	鳥取市富安二丁目16-4	介護予防訪問介護	平成29年8月1日

鳥取県告示第689号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人	東伯郡北栄町東	北栄デイサービス	東伯郡北栄町東園	介護予防通所	平成29年9

中部福祉会	園331-1	センターあずま園	329	介護	月2日
-------	--------	----------	-----	----	-----

2 介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防・日常生活支援事業所の名称	介護予防・日常生活支援事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人中部福祉会	東伯郡北栄町東園331-1	北栄デイサービスセンターあずま園	東伯郡北栄町東園329	平成29年9月2日

鳥取県告示第690号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人トマトの会	東伯郡北栄町北条島366-7	ヘルパーステーショントマトゆりはま	東伯郡湯梨浜町大字龍島500	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	平成29年10月31日

鳥取県告示第691号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年10月31日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
医療法人養和会	米子市上後藤三丁目5-1	訪問介護仁風荘こうやまち	米子市紺屋町104-2	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	平成29年10月31日

鳥取県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり中山町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年10月31日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事	尾 古 礼 隆	西伯郡大山町羽田井179
〃	池 信 宣 篤	西伯郡大山町羽田井167
〃	籠 津 博 元	西伯郡大山町石井垣198

”	江 原 宏 昭	西伯郡大山町栄田313
”	中 川 博	西伯郡大山町田中507-1
”	河 端 利 生	西伯郡大山町田中812
”	田 宮 日佐良	西伯郡大山町塩津702
”	藤 井 元 之	西伯郡大山町下市279
”	河 崎 博 光	西伯郡大山町松河原301
”	渡 辺 博 幸	西伯郡大山町束積103
”	野 口 昌 作	西伯郡大山町八重156
”	金 平 收	西伯郡大山町樋口128
”	井 上 重 行	西伯郡大山町潮音寺133
”	手 嶋 浩	西伯郡大山町田中507-1
”	野 口 歳 昭	西伯郡大山町田中100
”	原 田 茂	西伯郡大山町田中1025-30
”	西 村 暁	西伯郡大山町御崎92
”	山 本 孝 幸	西伯郡大山町御崎356
”	渡 辺 輝 幸	西伯郡大山町下甲434
”	西 川 海 仁	西伯郡大山町赤坂336-2
”	田 中 幸 夫	東伯郡琴浦町梅田150
”	野 口 省 三	西伯郡大山町殿河内478-3
”	天 島 昭 治	西伯郡大山町下市135-2
”	高 見 達 雄	西伯郡大山町塩津113
”	高 見 尚 文	西伯郡大山町岡520
監 事	圓 岡 重 利	西伯郡大山町下甲337-1
”	田 内 利 長	西伯郡大山町束積57
”	田 中 祥 二	西伯郡大山町赤坂413

平成29年10月15日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	赤 川 進	西伯郡大山町樋口129
”	田 中 孝 宜	西伯郡大山町潮音寺148
”	石 賀 日出貴	西伯郡大山町田中320
”	渡 辺 国 夫	西伯郡大山町田中1058
”	中 川 勝 彦	西伯郡大山町田中699-1
”	前 田 文 雄	西伯郡大山町田中446-3
”	澤 田 忠 志	西伯郡大山町田中1025-24
”	西 村 愛 治	西伯郡大山町御崎317-3
”	福 永 博 昭	西伯郡大山町赤坂406
”	谷 本 一 徳	東伯郡琴浦町梅田140
”	田 宮 勲	西伯郡大山町塩津704
”	林 原 博 寿	西伯郡大山町岡592
”	白 石 啓 二	西伯郡大山町下市285
”	足 立 忠 久	西伯郡大山町松河原288
”	尾 古 礼 隆	西伯郡大山町羽田井179
”	池 信 宣 篤	西伯郡大山町羽田井167
”	渡 辺 博 幸	西伯郡大山町束積103

〃	野 口 昌 作	西伯郡大山町八重156
〃	筧 津 博 元	西伯郡大山町石井垣198
〃	江 原 宏 昭	西伯郡大山町栄田313
〃	西 村 暁	西伯郡大山町御崎92
〃	渡 辺 輝 幸	西伯郡大山町下甲434
〃	野 口 省 三	西伯郡大山町殿河内478-3
〃	天 島 昭 治	西伯郡大山町下市135-2
〃	高 見 達 雄	西伯郡大山町塩津113
監 事	渡 辺 均	西伯郡大山町下甲320-1
〃	鹿 島 繁 雄	西伯郡大山町塩津98
〃	田 内 利 長	西伯郡大山町束積57

平成29年10月16日就任 任期4年

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第46条第2項の規定に基づき、平成29年11月1日以降に行う平成29年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成29年10月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 技能検定を実施する等級別の職種（作業）

(1) 3級

- さく井（ロータリー式さく井工事作業）
- 鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
- 鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
- 機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
- 金属プレス加工（金属プレス作業）
- 鉄工（構造物鉄工作業）
- 建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
- 工場板金（機械板金作業）
- めっき（電気めっき作業）
- 仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
- 機械検査（機械検査作業）
- 電子機器組立て（電子機器組立て作業）
- 電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
- 冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
- ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）
- 婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
- 紳士服製造（紳士既製服製造作業）
- 帆布製品製造（帆布製品製造作業）
- 布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
- 家具製作（家具手加工作業）
- 建具製作（木製建具手加工作業）
- 紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）
- 印刷（オフセット印刷作業）

製本（製本作業）
プラスチック成形（射出成形作業）
石材施工（石材加工作業、石張り作業）
パン製造（パン製造作業）
ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
建築大工（大工工事作業）
かわらぶき（かわらぶき作業）
とび（とび作業）
左官（左官作業）
タイル張り（タイル張り作業）
配管（建築配管作業、プラント配管作業）
型枠施工（型枠工事作業）
鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
防水施工（シーリング防水工事作業）
内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
表装（壁装作業）
塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）
工業包装（工業包装作業）

(2) 基礎級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）
鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業）
鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）
機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）
金属プレス加工（金属プレス作業）
鉄工（構造物鉄工作業）
建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）
工場板金（機械板金作業）
めっき（電気めっき作業）
仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）
機械検査（機械検査作業）
電子機器組立て（電子機器組立て作業）
電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）
冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）
ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）
婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）
紳士服製造（紳士既製服製造作業）
帆布製品製造（帆布製品製造作業）
布はく縫製（ワイシャツ製造作業）
家具製作（家具手加工作業）
建具製作（木製建具手加工作業）
紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業）

印刷（オフセット印刷作業）
 製本（製本作業）
 プラスチック成形（射出成形作業）
 石材施工（石材加工作業、石張り作業）
 パン製造（パン製造作業）
 ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）
 水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）
 建築大工（大工工事作業）
 かわらぶき（かわらぶき作業）
 とび（とび作業）
 左官（左官作業）
 タイル張り（タイル張り作業）
 配管（建築配管作業、プラント配管作業）
 型枠施工（型枠工事作業）
 鉄筋施工（鉄筋組立て作業）
 コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）
 防水施工（シーリング防水工事作業）
 内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）
 熱絶縁施工（保温保冷工事作業）
 表装（壁装作業）
 塗装（建築塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）
 工業包装（工業包装作業）

2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

3 技能検定試験の実施期日等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成29年11月1日（水）から平成30年3月31日（土）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成29年11月1日（水）から平成30年3月31日（土）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

4 手数料

(1) 実技試験

職 種	金 額
機械検査、婦人子供服製造	14,900円
上記以外の職種	17,900円

(2) 学科試験

3,100円

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 本人確認書類（運転免許証、保険証等の写し等）

ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

所在地 〒680-0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

電話 0857-22-3494

(3) 受付期間

随時（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時までに限る。）受け付ける（原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。）。

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会配布する。

イ 申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。

エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。

オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第57号）第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項に規定する基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。

6 合格通知等

(1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

(1) この技能検定は、外国人技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

(2) 不明な点については、鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-3494）又は鳥取県商工労働部雇用人材局労働政策課（電話0857-26-7222）に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定

に基づき、次のとおり公告する。

平成29年10月31日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 小 澤 敏 正

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県海洋練習船「若鳥丸」定期検査に係る整備及び修繕 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

平成29年12月27日から平成30年2月14日まで

(4) 履行場所

落札者が所有し、又は借り受けているドライドック（乾船渠^{きんせん}）

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶部品及び修理に登録されているものであること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格を有しないもの又は当該業種区分に登録されていないものが本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年11月9日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年10月31日（火）から同年12月13日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付発出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年10月31日（火）から同年12月13日（水）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 造船法（昭和25年法律第129号）第2条第1項の規定による国土交通大臣の許可を受けている者であること。

(6) 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第5条第1項第1号の定期検査の確実な受検の体制が整備されている者であること。

(7) 平成19年4月1日以降に、国又は地方公共団体が所有する漁業に関する実習、練習、調査、取締り等を目的とする総トン数500トン以上の船舶を対象としたこの公告に示した業務と同様の業務について、国又は地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立境港総合技術高等学校

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒684-0043 境港市竹内町925

鳥取県立境港総合技術高等学校

電話 0859-45-0411

電子メール sakaisogo-h@mailk.torikyo.ed.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成29年10月31日(火)から同年11月21日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(4) 入札説明会の日時及び場所

(1)の場所で平成29年12月5日(火)午後1時30分から行う。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年12月13日(水)午後1時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月12日(火)午後5時までとする。

イ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年11月21日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Maintenance and repair periodic inspection of the training vessel Wakatori maru 1 set

(2) November 21, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) December 13, 2017 1:00 PM : Time-limit for submission of tenders

(December 12, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Tottori Prefectural Sakaiminato Comprehensive Technical High School
925 Takenouchi-cho, Sakaiminato-shi, Tottori 684-0043, Japan TEL : 0859-45-0411